

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加指名停止措置要綱該当条項等	事実概要
<p>日本道路株式会社 代表取締役 久松 博 三 東京都港区新橋一丁目6番5号</p>	<p>平成30年 5 月2日から 平成30年11月1日まで (6か月間)</p>	<p>つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号</p>	<p>東京港埠頭株式会社が発注する特定舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため、合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしたことにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成30年3月28日、独占禁止法第3条に違反するとして、公正取引委員会から公表された。</p>
<p>東亜道路工業株式会社 代表取締役 森 下 脇 一 東京都港区六本木七丁目3番7号</p>	<p>平成30年 5 月2日から 平成30年 8 月1日まで (3か月間)</p>	<p>つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号</p>	<p>指名停止措置期間については、同要綱第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。</p>
<p>大林道路株式会社 代表取締役 福 本 勝 司 東京都千代田区神田猿楽町二丁目8番8号</p>			<p>なお、左記の4者のうち、東亜道路工業株式会社、大林道路株式会社、前田道路株式会社は、課徴金減免制度の適用を受けている。</p>
<p>前田道路株式会社 代表取締役 今 枝 良 三 東京都品川区大崎一丁目11番3号</p>			